

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月14日

【四半期会計期間】 第9期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

【会社名】 イー・ギャランティ株式会社

【英訳名】 eGuarantee, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 江藤 公則

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 03 - 5447 - 3577(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 馬場 豊吉

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 03 - 5447 - 3577(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 馬場 豊吉

【縦覧に供する場所】 イー・ギャランティ株式会社 大阪支店
(大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号)
イー・ギャランティ株式会社 九州支店
(福岡市博多区博多駅前四丁目1番1号)
株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第9期 第1四半期 累計期間	第8期
会計期間		自 平成20年 4月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高	(千円)	567,253	1,930,359
経常利益	(千円)	87,567	331,100
四半期(当期)純利益	(千円)	49,063	185,168
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)		
資本金	(千円)	1,048,575	1,048,575
発行済株式総数	(株)	20,200	20,200
純資産額	(千円)	1,644,989	1,593,242
総資産額	(千円)	3,116,135	3,098,274
1株当たり純資産額	(円)	81,036.55	78,607.66
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	2,428.89	9,166.75
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	2,415.82	9,101.44
1株当たり配当額	(円)		
自己資本比率	(%)	52.5	51.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	73,535	634,403
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	999,171	815,782
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)		
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	1,140,492	2,066,129
従業員数	(名)	74	64

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、子会社及び関連会社がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。
また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	74
---------	----

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2 従業員数が平成20年3月31日現在と比較し、10名増加しておりますが、事業拡大による人員の増加によるものであります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績を商品別に示すと、次のとおりであります。

商品別	サービス名		金額(千円)
事業法人向け保証サービス	包括保証	売上高課金方式	118,133
		限度額課金方式	292,547
	個別保証		130,129
	小計		540,809
金融法人向け保証サービス	-		26,444
合計	-		567,253

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成20年5月27日開催の取締役会において、クレジット・クリエイション1号合同会社を営業者とする匿名組合への出資を決議いたしました。なお、出資を行う日は、平成20年8月の予定であります。

その主な内容は次のとおりであります。

(1) 匿名組合出資の目的

当該匿名組合は信用リスクへの投資を目的として組成されたものであり、当社は、匿名組合出資を行う企業を広く募り、受託した信用リスクの一部について投資商品としての性格を高めることで、従来の金融機関に限らず流動化先を幅広く確保し、流動化手法を多様化すること、匿名組合出資を通じて、実質的に信用リスクの一部を当社で引受けることを目的として、当該匿名組合に出資することにいたしました。

(2) 匿名組合の概要

営業者	クレジット・クリエイション1号合同会社
組成年月	平成20年8月(予定)
事業の内容	企業の信用リスクへの投資(クレジット・デリパティブの取得、運用及び処分等)
匿名組合出資の総額	800,000千円

(3) 匿名組合出資の概要

当社の出資額	410,000千円
当社の出資割合	51%
出資年月	平成20年8月(予定)

(4)出資資金の調達方法

手元資金によります。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期におけるわが国経済は、米国経済に減速感が強まると同時に、世界的な金融資本市場の混乱、原油を始めとする素材価格の高騰等の影響を受け、先行き不透明な状況が続いております。

このような環境下、当社の主力サービスである信用リスク保証サービスは堅調に推移いたしました。また、昨年度に開設した、九州支店及び名古屋オフィスが本格的に稼働し始めたことにより、地方銀行を始めとする提携先や顧客との関係強化を進めることができました。

以上の結果、当第1四半期における業績は、売上高567,253千円、営業利益84,723千円、経常利益87,567千円、四半期純利益49,063千円となりました。

商品別の業績は次のとおりであります。

事業法人向け保証サービス

事業法人向けサービスにおいては、昨年度以降、新たに営業活動に関する提携を行った地方銀行との関係強化に努めた結果、各地域での新たな保証契約の増加につながりました。また地方銀行との1県1行の提携戦略に基づき、四国銀行と新たに業務提携を行った結果、業務提携を行う地方銀行は当第1四半期会計期間末現在で計28行となりました。

以上の結果、当該サービスに係る売上高は、540,809千円となりました。

金融法人向け保証サービス

金融法人向け保証サービスにおいては、引き続き、様々な金融法人に対する営業活動を積極的に行うとともに、地方銀行の債権買取に伴う保証が拡大いたしました。

以上の結果、当該サービスに係る売上高は、26,444千円となりました。

(2) 財政状態の分析

資産の部

流動資産は、前事業年度末に比べて471,044千円減少し、2,516,038千円となりました。これは主に国債の購入に伴い、現金及び預金が425,636千円減少したことによるものであります。

一方、国債の購入により投資有価証券が491,864千円増加した結果、固定資産は600,097千円となりました。

負債の部

流動負債については、保証契約数の増加に伴い前受金が増加しておりますが、一方で未払法人税が79,687千円減少したこと等により、流動負債合計は1,407,054千円となりました。

固定負債については、64,091千円となりました。

純資産の部

純資産合計につきましては、前事業年度末に比べ51,747千円増加し、1,644,989千円となりました。これは主に、四半期純利益を計上したことにより、繰越利益剰余金が49,063千円増加したことによるもの

であります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,140,492千円となりました。

当第1四半期末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果増加した資金は73,535千円となりました。主な増加要因は、業績の順調な推移により、税引前四半期純利益を87,567千円計上したこと及び前払費用の減少20,761千円、未収入金の減少26,181千円及び前受金の増加35,615千円であります。一方で法人税等の支払により、資金は113,517千円減少しております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果減少した資金は999,171千円となりました。これは主に、定期預金の預入500,000千円によるもの及び投資有価証券の購入491,680千円に伴うものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の増減はありませんでした。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

今後につきましては、米国経済が後退に向かっていることや、原材料価格の急騰により中小企業を中心に収益悪化が懸念される等、経済の先行きに不透明感が増しております。

企業倒産件数は、米国景気の後退に伴う国内景気の減速や企業収益の悪化から、今後も引き続き緩やかな増加傾向が続くと見込んでおり、このような経済情勢において、信用不安の高まりから、当社サービスに対するニーズが喚起されると考えられます。

当社といたしましては、販売チャネルの強化、保証対象債権の拡大、低コスト化による顧客層の拡大の3つの戦略を基本の柱とし、事業法人向けサービス、金融法人向けサービスの更なる強化を図ることでこれらのニーズに応えてまいります。

一方で、景気の先行き不透明感を鑑み、リスク引受け時における業種の選別や、リスク度合いを考慮した顧客のセグメント化等を行うことにより、安定したリスク引受けに努めてまいります。

また、今後、当社は信用リスク流動化先の一つとして匿名組合出資を通じてファンドを組成し、信用リスクの一部を実質的に自己で引受けることになります。従いまして、当ファンドの損害率が急激に悪化した場合には、当社の業績に影響を与えることとなりますが、現段階では、損害率の悪化要因となる事象は認識しておりません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,200
計	39,200

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,200	20,200	ジャスダック 証券取引所	
計	20,200	20,200		

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年10月31日臨時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	537
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	537(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	180,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年11月1日～平成26年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 180,000 資本組入額 90,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 株式の数の調整

本新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により未発行の付与株式数につき調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを

得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で未行使の付与株式数を調整することができる。

2 払込金額の調整

当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使に伴うものを除く）を行う場合、次の算式によりその時点における払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分する自己株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は1株当たり処分金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数 又は 処分する自己株式数}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする場合には、当社はその条件等を勘案の上、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

(1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役及び従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。

任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合

取締役又は監査役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）

定年により、従業員が退職する場合

任期中で、取締役を退任した場合

従業員が会社都合により退職した場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）

(2) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。

(3) 1年間に権利行使できる新株予約権の個数は、以下のとおりとする。ただし、1年間に行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/2（役員は1/3）を上限とする。なお、所定の割当個数が10個以下であるときはこの限りでない。

(役員)

平成21年11月1日から平成22年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

平成22年11月1日から平成23年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

(従業員)

平成20年11月1日から平成21年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

平成21年11月1日から平成22年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

(4) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定

めるところによる。

平成19年9月25日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	190
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	190(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	186,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成22年6月30日～平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 186,000 資本組入額 93,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

当社が株式分割(株式無償割当を含む、以下同じ)又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてののみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 払込金額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times \text{1株当たり払込金額又は} \text{処分する自己株式数} \times \text{1株当たり処分金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \text{ 又は } \text{処分する自己株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

- (1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の状態を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。
任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合
取締役又は監査役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）
任期途中で、取締役を退任した場合
- (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。
- (3) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の金額
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使金額に上記(2)にしたがって決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

平成19年9月25日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	186,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成21年6月30日～平成25年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 186,000 資本組入額 93,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

当社が株式分割（株式無償割当を含む、以下同じ）又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果

生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 払込金額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times \text{1株当たり払込金額又は} \text{処分する自己株式数}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \text{ 又は } \text{処分する自己株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

- (1) 新株予約権の割当を受けた当社従業員及び当社子会社の取締役、監査役、従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。
 - 任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合
 - 取締役又は監査役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）
 - 定年により、従業員が退職する場合
 - 任期途中で、取締役を退任した場合
 - 従業員が会社都合により退職した場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）
- (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。
- (3) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。

- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の金額
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使金額に上記(2)にしたがって決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日		20,200		1,048,575		458,575

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,200	20,200	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	20,200		
総株主の議決権		20,200	

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	218,000	292,000	255,000
最低(円)	175,000	187,000	200,000

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所における株価を記載しております。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,190,492	2,616,129
売掛金	4,414	9,804
前払費用	¹ 221,409	¹ 242,170
繰延税金資産	17,713	17,713
未収入金	74,571	100,752
その他	7,436	511
流動資産合計	2,516,038	2,987,082
固定資産		
有形固定資産	² 46,582	² 48,936
無形固定資産	11,273	12,105
投資その他の資産		
投資有価証券	491,864	-
その他	50,376	50,149
投資その他の資産合計	542,240	50,149
固定資産合計	600,097	111,191
資産合計	3,116,135	3,098,274
負債の部		
流動負債		
買掛金	63,491	56,583
未払法人税等	40,287	119,975
賞与引当金	13,152	15,518
前受金	³ 1,244,687	³ 1,209,071
その他	45,436	40,986
流動負債合計	1,407,054	1,442,135
固定負債		
役員退職慰労引当金	25,638	22,896
長期預り保証金	38,452	40,000
固定負債合計	64,091	62,896
負債合計	1,471,145	1,505,031
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,048,575	1,048,575
資本剰余金	458,575	458,575
利益剰余金	129,788	80,724
株主資本合計	1,636,938	1,587,874
新株予約権	8,051	5,367
純資産合計	1,644,989	1,593,242
負債純資産合計	3,116,135	3,098,274

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	567,253
売上原価	277,447
売上総利益	289,806
販売費及び一般管理費	205,083
営業利益	84,723
営業外収益	
受取利息	2,840
その他	3
営業外収益合計	2,844
経常利益	87,567
税引前四半期純利益	87,567
法人税、住民税及び事業税	38,503
四半期純利益	49,063

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	87,567
減価償却費	4,048
株式報酬費用	2,683
賞与引当金の増減額(は減少)	2,365
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	2,742
受取利息	2,840
売上債権の増減額(は増加)	5,390
仕入債務の増減額(は減少)	6,907
前払費用の増減額(は増加)	20,761
未収入金の増減額(は増加)	26,181
前受金の増減額(は減少)	35,615
その他	25
小計	186,666
利息の受取額	385
法人税等の支払額	113,517
営業活動によるキャッシュ・フロー	73,535
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の増減額(は増加)	500,000
有形固定資産の取得による支出	6,608
無形固定資産の取得による支出	627
投資有価証券の取得による支出	491,680
敷金の差入による支出	256
投資活動によるキャッシュ・フロー	999,171
財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	925,636
現金及び現金同等物の期首残高	2,066,129
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,140,492

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成にあたり適用した簡便な会計処理】

当第1四半期会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
繰延税金資産の算定方法 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前事業年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期財務諸表作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
税金費用の計算 当会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【追加情報】

当第1四半期会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

当社は、平成20年5月27日開催の取締役会において、クレジット・クリエイション1号合同会社を営業者とする匿名組合への出資を決議いたしました。なお、出資を行う日は、平成20年8月の予定であります。

その主な内容は次のとおりであります。

(1)匿名組合出資の目的

当該匿名組合は信用リスクへの投資を目的として組成されたものであり、当社は、匿名組合出資を行う企業を広く募り、受託した信用リスクの一部について投資商品としての性格を高めることで、従来の金融機関に限らず流動化先を幅広く確保し、流動化手法を多様化すること、匿名組合出資を通じて、実質的に信用リスクの一部を当社で引受けることを目的として、当該匿名組合に出資することにいたしました。

(2)匿名組合の概要

営業者	クレジット・クリエイション1号合同会社
組成年月	平成20年8月(予定)
事業の内容	企業の信用リスクへの投資(クレジット・デリバティブの取得、運用及び処分等)
匿名組合出資の総額	800,000千円

(3)匿名組合出資の概要

当社の出資額	410,000千円
当社の出資割合	51%
出資年月	平成20年8月(予定)

(4)出資資金の調達方法

手元資金によります。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>1 前払費用 主として当社が再保証委託先に支払う保証料(支払保証料)及び代理店に支払う紹介料(諸手数料)に係わる前払相当額であります。</p>	<p>1 前払費用 同左</p>
<p>2 有形固定資産の減価償却累計額 22,471千円</p>	<p>2 有形固定資産の減価償却累計額 19,255千円</p>
<p>3 前受金 当社が保証契約先から受取る保証料に係わる前受相当額であります。</p>	<p>3 前受金 同左</p>
<p>4 偶発債務 保証債務 86,789,100千円 当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記保証残高は、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。なお、これに係る保証債務については、金融機関等による保険及び保証によって全額補填されております。</p>	<p>4 偶発債務 保証債務 77,835,000千円 同左</p>

(四半期損益計算書関係)

第1四半期会計期間

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
販売費及び一般管理費の主なもの	
給与手当	74,045千円
賞与引当金繰入額	12,934千円
役員退職慰労引当金繰入額	2,742千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	2,190,492千円
預入期間が3か月超の定期預金	<u>1,050,000千円</u>
現金及び現金同等物	1,140,492千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	20,200

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当四半期会計 期間末残高 (千円)
			前事業年度 末	当四半期会 計期間増加	当四半期会 計期間減少	当四半期会 計期間末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権					8,051	
	合計					8,051	

(リース取引関係)

当第1四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期会計期間におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)

時価のある満期保有目的の債券が、当社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額に前事業年度の末日に比べて著しい変動が見られます。

区分	四半期貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
国債・地方債等	491,864	491,850	14
計	491,864	491,850	14

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 2,683千円

(持分法損益等)

当第1四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

当社には子会社及び関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
81,036円55銭	78,607円66銭

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	2,428円89銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	2,415円82銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	49,063
普通株式に係る四半期純利益(千円)	49,063
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(千円)	
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式の期中平均株式数(千株)	20,200
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳 (千円)	
四半期純利益調整額(千円)	
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数の主要な内訳(株) 新株予約権	109
普通株式増加数(株)	109
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前事業年度末から重要な変動がある 場合の概要	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月11日

イー・ギャランティ株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 勝 又 三 郎 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 服 部 一 利 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第9期事業年度の第1四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。